



令和5年度第2回川崎地域地域医療構想調整会議
資料7-1

報告：医療介護総合確保促進法に基づく令和5年度
神奈川県計画（医療分）策定の概要について

1 概要

- 令和4年度第3回の保健医療計画推進会議（3月2日開催）において、令和5年度の基金活用事業についてご協議いただき、国へ事前申請（調査票の提出）を行った。
- その後、**令和5年8月3日付けで厚労省内示が示された。**（本県が予定していた事業はすべて実施することが可能）
- 今般、内示を受けて国に提出する令和5年度基金活用計画の概要を整理した。

2 令和5年度計画額

事業区分 (事業区分間の流用は不可)	調査票の額	内示額 = R5計画額(A)	過年度活用額 (B)	令和5年度 (千円) 基金総額 (A+B)
I - 1 病床機能分化・連携	1,709,202	1,709,202	0	1,709,202
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0	0
II 在宅医療	277,193	271,649	5,544	277,193
IV 医療従事者確保	1,845,253	1,808,348	36,905	1,845,253
VI 勤務医労働時間短縮	0	0	319,200	319,200
計	3,831,648	3,789,199	361,649	4,150,848

Kanagawa Prefectural Government

※区分Ⅱ・Ⅳにおける内示での減額分及び区分Ⅵは、令和4年度までの基金積立金を活用予定

3 令和5年度計画策定の概要について

【基本的な考え方】

- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要な取組みを行う。

【県全体の目標】（医療分）

- ① 急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。
- ② 在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、体制充実を目指す。
- ④ 不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

4 令和5年度計画策定の概要について

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組み等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図※<区分ごとの概略> R5年度計画額:3,789,199千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(1,709,202千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・地域医療構想普及事業費
- ・緩和ケア病棟整備事業費補助
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(271,649千円)

- ・在宅医療設備整備費補助
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(1,808,348千円)

医師

- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・産科等医師修学資金貸付事業費

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・看護師等修学資金貸付金
- ・新人看護職員研修事業費補助
- ・院内保育事業運営費補助

【参考】令和5年度計画に係るスケジュール

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R 4 年度	アイデア募集	県による事業化検討	県予算案の調整	「調査票」について協議(3/9) 国に「調査票」提出(3/31)
R 5 年度	国による配分に向けた調査(2～4月にかけて)	厚労省内示(8/3) 計画策定の概要について協議済み 結果を踏まえ計画策定	国に「計画」提出(10～11月頃) 国交付決定(未定(年明け頃))	※令和5年度計画(案)に新たに位置付けた事業は、国の内示後から事業開始が可能